児童扶養手当と特別児童扶養手当

該当する場合は申請を

◆児童扶養手当

次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の3月31日までの児童を監護している父または母、もしくは父または母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障がいにある児童
④父または母の生死が明らかでない児童
⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
⑥父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
⑦未婚の母の児童

※手当が支給されない例

①日本国内に住所がないとき
②父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
③婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係）があるとき
④児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき

◆特別児童扶養手当

身体や精神に一定の障がいのある児童（20歳未満）を監護している父母または養育者に支給されます。

※手当が支給されない例

①日本国内に住所がないとき
②障がいを支給事由とする年金を受給できるとき
③児童福祉施設に入所したとき

各手当の受給条件に該当する場合は市役所福祉課または野栄総合支所で申請をしてください。なお、所得によっては支給が制限、または停止されることがあります。

問福祉課児童班☎73・0096、野栄総合支所☎67・3111

農業を始めた若者を支援します

青年就農給付金の申請を受け付け

新規就農者を対象に農業経営開始から最長5年間、年間150万円を給付します。

◆給付要件

次の要件を全て満たしていることが必要です。

①独立・自営就農時の年齢が45歳未満であり、農業経営者となることについて強い意欲を有していること
②次に挙げる要件を満たす農業経営者であること
ア　農地の所有権または利用権（農地法の許可または農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画による公告）を給付対象者が有していること
イ　主要な農業機械・施設を給付対象者が所有、または借りていること
ウ　生産物や生産資材などを給付対象者の名義で出荷・取引していること
エ　経営収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理していること
オ　給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
③経営の全部または一部を継承する場合、5年以内に経営を開始していること
④農業経営開始5年後には、農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
⑤「匝瑳市人・農地プラン」に位置付けられている、または位置付けが見込まれていること
⑥生活保護費など、生活費を支給する他の事業などによる給付を受けていないこと
⑦平成20年4月以降に農業経営を開始していること
⑧前年の総所得が250万円未満であること
⑨市税などに未納が無いこと

◆申請書類

①経営開始計画承認申請書
②収支計画　③履歴書　④その他別に定める関係書類

◆申請期間／申請先

12月2日（月）～13日（金）／産業振興課

※制度が複雑ですので相談および申請は、申請者本人がお越しください。

問産業振興課農政班☎73・0089

ご参加ください

青色決算説明会・消費税等説明会

◆開催日時

12月12日（木）13時～15時30分

◆開催場所

市民ふれあいセンター2階会議室

◆説明事項など

①所得税の青色申告決算書の作成および青色申告特別控除の適用要件
②消費税などの届出書に関する手続き、課税売上高の判定、課税売り上げの区分整理の方法および申告書の書き方
③e－Tax（国税電子申告・納税システム）の概要および利用開始に当たっての手続き

◆その他

消費税関係についての説明は、税理士にお願いしています。ご来場の際は、筆記具を携行してください。

会場では、年末調整関係書類、給与支払報告書などの用紙を配布します。

問銚子税務署個人課税第1部門指導担当☎0479・22・1571（内線112）

大切な一週間です

12月4日～10日は人権週間

「幸福な生活を送る権利」。これが人権です。人間らしく生きるためになくてはならない権利です。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、この大切な権利を守るために、「人権週間」を定めています。

あなたの人権は守られていますか。他人の人権を侵していませんか。この機会に、人権についてもう一度考えてみましょう。

◆特設人権相談所の開設

日時…12月2日(月)～6日(金)9時～12時、13時～15時 **場所**…千葉地方法務局匝瑳支局(☎72・0334) **相談内容**…いじめ、親子・夫婦・扶養・相続などの家庭問題、借地・借家・名誉・信用・差別・いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとなど **相談員**…人権擁護委員・法務局職員

◆人権擁護委員紹介

法務大臣から委嘱されている本市の人権擁護委員を紹介します(任期3年・敬称略)。

長與成憲(東谷)、佐藤千恵子(東小笹)、椎名政子(堀川)、飯島守(富岡)、大木澄雄(野手)、吉野安子(生尾)

また、10月1日付けで新たに委嘱された委員は次の通りです。

木村政夫
(八日市場イ)

石毛和子
(春海)

宇井美樹
(今泉)

◆人権行政合同相談

市では毎月、市民ふれあいセンターと野栄総合支所で人権行政合同相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。開設日は、16ページの無料相談の欄をご覧ください。

問 秘書課秘書班 ☎73・0080

高齢者や障がい者の権利を守ろう

市民後見人養成基礎研修

高齢者や障がい者の権利擁護支援を行うことができる人材の養成と確保を目的とした研修を次の内容で開催します。

◆市民後見人養成基礎研修説明会

期日…12月14日(土) **場所・時間**…銚子市市民センター10時～11時、旭市海匝ネットワーク隣さわやかホール13時～14時、匝瑳市民ふれあいセンター13時～14時 **受講料**…無料 ※受講希望者はなるべく参加してください。

◆市民後見人養成基礎研修

日時…平成26年1月11日～2月1日の毎週土曜日9時～17時 **場所**…旭市海匝ネットワーク隣さわやかホール **対象者**…成年後見制度に関心のある人(原則として全日程に参加できる人) **受講料**…無料

◆市民後見人養成専門研修

日時…平成26年2月15日～3月8日の毎週土曜日9時～17時 **場所**…旭市海匝ネットワーク隣さわやかホール **対象者**…市民後見人養成基礎研修修了者 **受講料**…無料

問 一般社団法人東総権利擁護ネットワーク事務局☎0120・7288・9270

救急医療情報キットの設置を

備えましょう！命のバトン

独居高齢者や重度障がい者など、救急時に情報伝達の困難な人を対象に「救急医療情報キット」(＝写真)を配布しています。

救急医療情報キットは、緊急時の連絡先や病名、かかりつけ医などの情報を記入したシートを容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、緊急時に備えるものです。

キットの配布を希望する人は左記までお問い合わせください。

問 高齢者支援課支援班 ☎73・0033

平成25年10月分から

年金額が改定されます

平成25年10月分以降の年金額は、マイナス1・0%の改定が行われます。

平成25年9月分までの年金額は、平成12年度から14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2・5%高い水準(特例水準)となっています。

平成24年の法律改正で、平成25年10月から3段階で特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、世代間の公平を図ることとなりました。

今後の解消スケジュールは、平成26年4月にマイナス1・0%、平成27年4月にマイナス0・5%を予定しています(物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します)。

改定後の年金額は、日本年金機構から12月上旬に「年金額改定通知書」が送付されますので、ご確認ください。

問 佐原年金事務所 ☎0478・54・1442